

幼稚園教育における「安全／危機」に関する言説の分析

Discourse Analysis about Security and Risks in “The National Curriculum Standard for Kindergartens”

楠 本 恭 之

KUSUMOTO Kyoji

キーワード：学校安全・幼稚園教育・言説分析・教育課程論

1 本研究の目的

本研究は、幼稚園教育において求められている学校安全や危機管理に関する計画や実践について、幼稚園教育要領（以下、要領）及びその解説（以下、断らない限り文部科学省作成の幼稚園教育要領解説の意）を対象として、「安全／危機」に関する言説を抽出して分析するものである。

幼稚園教育の実施主体である幼稚園における安全に関する基本的な考え方について、文部科学省が2019（平成31）年に作成した学校安全の説明資料によってみていくⁱ。まず、学校安全とは、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の領域の一つであり、生活安全・交通安全・災害安全の3領域があるとする。生活安全とは「学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる」、交通安全とは「様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる」、災害安全とは「地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる」とするⁱⁱ。以上3領域以外にも「スマートフォンやSNSの普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象」にも言及している。

学校安全の活動として、「児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動」と、安全教育・安全管理・組織活動を挙げている。なかでも「安全教育と安全管理は学校安全の両輪とされ、相互に関連付けて組織的に行う必要がある」とする。そして、それぞれ根拠となる法令等として、安全教育については学習指導要領を、安全管理については学校保健安全法を挙げている。

学校保健安全法において児童生徒等の危険を生じさせる事象として「事故、他害行為、災害等（以下「事故等」）」を挙げている。「他害行為」とは「他者の故意により、児童生徒等に危害を生じさせる行為」であり、「いじめや暴力行為など児童生徒等同士による傷害行為も含まれるものと考えられる」とするⁱⁱⁱ。また「等」に当てはまる事象として「施設設備からの有害物質の発生など」を挙げている。それら学校の安全を脅かす「事故等」への対応を「危機管理」といい、「事前・発生時・事後」の3段階が想定されている。

本研究の目的は、「安全な環境を整備し、事故等の発生を未然に防ぐとともに、事故等の発生に対して備える」「事前の危機管理」における教師による安全教育の指導内容を検討することである。そのために、要領及び解説における安全に関する言説を分析し、幼稚園教育においてどのような安全教育が求められているのかを明らかにする。

先に挙げた学校安全資料には付録があり、「安全に関する指導の内容例（幼稚園）」、即ち幼稚園

における安全教育として実施が望まれる内容が掲載されている。生活安全 15 項目・交通安全 12 項目・災害安全 7 項目の「ねらい」を示し、それぞれの「内容」と「教職員の援助・保護者との連携」が記述されている。以下は、各領域の「ねらい」の例である。生活安全では、「熱中症や光化学スモッグによる身体への影響や症状を知り、安全な行動ができる」とある。交通安全では、「交通事故に遭ったときの行動の仕方が分かり、行動する」とある。災害安全では、「放射線汚染による身体への影響や被害について知り、安全な行動ができる」とある。いずれも、平易とはいえない知識や技能が掲げられている。そしてそれらの「ねらい」で言及されている「光化学スモッグ」や「放射能汚染」は、安全教育の根拠となっている要領には掲載されていないし、解説にも書かれていない。

学校が「安全配慮義務」を有していることは判例で確認できるし^{iv}、幼稚園において幼児の「安全の確保が保障されることが不可欠の前提」であることは了解できる^v。その一方で、結果として幼稚園において幼児の安全が損なわれる事象が生じたときに、前段で示したような安全教育を担う教師の責任の範囲やその程度について、法令等に照らして十分な検討が必要である。なお、安全管理の法的根拠や内容、教師の役割等について本研究では取り扱わない。

2 分析の対象と方法

2017（平成 29）年告示の現行要領及びその解説を分析の対象とする。要領は、文部科学省告示として法的拘束力を有するとされ、幼稚園及びその教師は要領に従って教育することが求められる。解説は、「大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明するために、文部科学省が作成するもの」であり^{vi}、要領等の説明資料と位置付けられている。なお、分析に当たっては文部科学省のホームページで公開されている PDF を参照する。

抽出する語について、先に挙げた文部科学省作成の学校安全資料においては、安全との対比で「(事前の) 危険」と「(事後の) 危機」が焦点化されている。このことから、本研究で取り上げるのは、「安全」「危険」「危機」の 3 語とする。

要領においてこれらの語が用いられている箇所を悉皆抽出して分析するとともに、それらに関する解説の記述と照合する。その際、示された資質・能力を明らかにし、その育成、幼児において獲得、の過程、即ち「指導－学習」過程に着目する。なお、章題や節題は抽出の対象としない。

3 分析結果

3-1 要領における記述

表 1 要領における「安全」「危険」「危機」を含む記述

記述箇所	本文
① 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 (1)	見通しをもって行動し、自ら健康で 安全 な生活をつくり出すようになる
② 教育課程の編成上の留意事項 (2)	3 歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや 安全 面に十分配慮すること
③ 同上 (3)	幼稚園生活が幼児にとって 安全 なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主眼的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと
④ 全体的な計画の作成	各幼稚園においては、教育課程を中心に、(略) 学校保健計画、学校 安全 計画などを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする
⑤ 領域健康のねらい (3)	健康、 安全 な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する
⑥ 領域健康の内容 (10)	危険 な場所、 危険 な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、 安全 に気を付けて行動する
⑦ 領域健康の内容の取扱い (6)	安全 に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して 安全 についての構えを身に付け、 危険 な場所や物などが分かり、 安全 についての理解を深めるようにすること
⑧ 同上	交通 安全 の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること

要領における記述は前頁の表1に示す8箇所である。①～④は「第1章 総則」における記述で、⑤～⑧は「第2章 ねらい及び内容」に示されている「健康」領域の「ねらい」「内容」「内容の取扱い」における記述である。より詳細な分析のために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」、各領域の「ねらい」及び「内容」、そして「内容の取扱い」といった項目の関係を整理する。

現行要領において新たに示された「育ってほしい姿」は、「ねらい及び内容に基づいて」「遊びや生活を積み重ねることにより」「資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿」であり、「5歳児後半に見られるようになる」とされている。従って、「姿」は「ねらい及び内容」の指導によって育まれると想定されている。「ねらい」と「内容」について要領は、「ねらいは、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である」とし、「ねらい」として掲げる「生活する姿」を育成するために教師が「指導する事項」を「内容」としている。また、「内容の取扱い」について要領は、「幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項」と説明している。つまり、教師が発達に留意しながら行う指導によって、幼児が資質・能力を獲得して望ましい生活の姿を見せるようになり、幼稚園修了前には10の「育ってほしい姿」を見せるようになる、という構造である。

そのような構造を、本研究で取り上げる安全に関する記述に当てはめると以下ようになる。①の「健康で安全な生活をつくり出す」姿の基盤として、⑤の領域健康のねらい「安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け」ることを挙げる。そして、⑤のねらいを達成するために教師が指導する事項として「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方」（知識）と「安全に気を付けて行動する」（技能）を掲げ、指導の際に留意すべきこととして「安全についての構えを身に付ける」、「交通安全の習慣を身に付ける」など態度や習慣の育成を指向する必要があるとしている。

10項目の「姿」について解説では「到達すべき目標ではない」と明言し、「全ての幼児に同じように見られるものではない」（解説PDF版、p.47）と述べている。その一方で、「ねらい」は「次第に達成に向かうもの」（同前、p.134）とされており、教師には、「ねらい」で示されている資質・能力を育成する職務が課せられているといえる。なぜなら、先述のように要領は法的拘束力を有することから教師はそれに従って教育を行わなければならないからである。

なお、表1中の②「安全面で十分配慮する」及び④「学校安全計画などと関連させ（略）全体的な計画を作成する」は、「安全管理」に関する事柄である。よって、以後の分析は、②と④を除く6か所の記述とその解説を対象とする。

対象とする要領の記述において、教師による指導によって幼児が獲得する資質・能力として以下の8つが抽出された。これらの資質・能力の内容やその育成の方法などを、解説の記述によって見ていく。その際、先に示した「姿」や「ねらい」の構造にも配慮する。以後、解説を引用する場合は枠線で囲み、PDFに記載されている頁番号を末尾に示す。

- (1)「自ら健康で安全な生活をつくり出す」
- (2)「安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け」る
- (3)「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」
- (4)「安全についての構えを身に付け」る
- (5)「危険な場所や事物などが分か」る
- (6)「安全についての理解を深める」
- (7)「交通安全の習慣を身に付ける」
- (8)「災害などの緊急時に適切な行動がとれる」

3-2 資質・能力育成に関する「指導－学習」過程の分析

抽出された8つの資質・能力の解説において、教師による指導への言及があるかどうか、ある場合はそこで提示されている指導内容や方法について具体性や工夫などの視点で分析する。枠内が解説における記述であり、教師の指導に関する部分に下線を引いている。

(1)「自ら健康で安全な生活をつくり出す」(姿)

- ①教師は、幼稚園生活の流れ、幼稚園内の様々な場所や遊具、教師や友達など、それぞれが幼児にどのように受け止められ、いかなる意味をもつのかについて捉え、幼児の主体的な活動を促す環境をつくり出すことが必要である(50)
- ②健康で安全な生活のために必要なことを、学級で話題にして一緒に考えてやってみたり、自分たちでできたことを十分に認めたりするなど、自分たちで生活をつくりだしている実感をもてるようにする(50)
- ③交通安全を含む安全に関する指導については、日常的な指導を積み重ねることによって、自ら行動できるようにしていく(50)

教師の指導として示されている事柄を見ると、「主体的な活動を促す環境をつくり出す」など、具体的な内容や方法の例示などはない。その中で、「学級で話題にして一緒に考えてやってみ」という指導方法への言及が確認できる。「姿」は領域健康の「ねらい及び内容」に関する指導を通して獲得されるのであるから、詳細な解説はとくに必要とされていないと考えることができる。

(2)「安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け」る(ねらい)

- ①自分の体を大切にしたり、身の回りを清潔で安全なものにするなどの生活に必要な習慣や態度を、幼稚園生活の自然な流れの中で身に付け、次第に生活に必要な行動について、見通しをもって自立的に行動していくようにする(136)

幼児が、「自分の体を大切に」する、「身の回りを清潔で安全なものにする」という習慣や態度を身に付けるねらいであることはわかるが、そのための指導の内容や方法は示されていない。先に言及した構造からすると、「安全な生活に必要な習慣や態度」の育成のための指導については、(3)以降の「内容」及び「内容の取扱い」において扱われる。

(3)「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」(内容)

- ①危険な遊び方や場所、遊具などについてその場で具体的に知らせたり、気付かせたりし、状況に応じて安全な行動がとれるようにする(146)
- ②交通安全の指導や避難訓練などについては、長期的な見通しをもち、計画的に指導すると同時に、日常的な指導を積み重ねることによって、安全な交通の習慣や災害などの際の行動の仕方などについて理解させていく(146)
- ③幼児が園内のいろいろな場所や遊具に関わって生み出す様々な遊びの状況を想定しながら、安全に落ち着いて遊ぶことができるように環境を工夫していくことが大切である(146)
- ④環境に自ら関わり、十分に体を動かして遊ぶ中で、幼児は、次第に危険な場所や遊び方などを知り、どう行動したらよいかを体験を通して身に付けていく(146)

⑤ 3歳児は大人が予期しない行動をとる場合もあり、様々な状況を予測して安全の確保に配慮することが必要であるとともに、教師と一緒に行動しながら個々の状況の中で、幼児なりに安全について考え、安全に気を付けて行動することができるようにする必要がある（146）

⑥安全な交通の習慣や災害、あるいは不審者との遭遇などの際の行動の仕方などについては、幼稚園のある地域の特徴を理解し、それに対応した内容を計画的に指導する（146）

(3)の内容は前半が知識面を、後半が技能面を指すと考えられるが、解説でその両面は区別されていない。また、先に「内容」は教師が「指導する事項」とされていることを指摘したが、④「幼児は、次第に危険な場所や遊び方などを知り、どう行動したらよいかを体験を通して身に付けていく」は幼児の学びの過程を描くに留まっている。教師の指導については、①「その場で具体的に知らせたり、気付かせたり」するとしており、この部分だけが(3)の内容を指導する際の具体について示しているといえる。

③では教師が「安全に落ち着いて遊ぶことができるように環境を工夫していくこと」を示している。ただ、その工夫は「様々な遊びの状況を想定し」とあるように、安全管理の一部である「事前の危機管理」に属する事項であり、「指導－学習」過程への言及ではない。

また、②と⑥は「計画的」「日常的」指導の必要性を指摘しているのみである。なお、②の「安全な交通の習慣や災害などの際の行動の仕方などについて理解させていく」は指導内容を示しているように見えるが、「安全な交通の習慣」や「災害などの際の行動の仕方」の具体的内容への言及はなく、幼稚園やその教師による指導の前提となる内容の設定と方法の工夫は示されていないといえる。

(4)「安全についての構えを身に付け」る（内容の取扱い）

①幼児は園の中で安心して伸び伸びと全身を使って遊ぶ中で、教師からの安全について気付くような適切な働き掛けの下、安全についての構えを身に付けることができるようになっていく（155）

②安全についての構えを身に付けるとは、幼児が自分で状況に応じて機敏に体を動かし、危険を回避するようになることであり、安全な方法で行動をとろうとするようになることである（155）

「内容」の指導に関する留意事項である「内容の取扱い」において、「安全についての構えを身に付け」という資質・能力が提示されている。その内容は、「状況に応じて機敏に体を動かし、危険を回避するようになること」と説明される。示されている資質・能力は、3歳児によるその獲得を想定しづらい。少なくとも前節の②における3歳児の安全面への配慮に関する解説「3歳児は周囲の状況を顧みず、興味のままに動いてしまうこともあり、安全については十分な配慮が必要である」という記述に見られる3歳児の発達の特性ととの整合性に欠ける。また、「安全についての構えを身に付け」るための指導に関して、「教師からの安全について気付くような適切な働き掛け」と述べるにとどまり、「働き掛け」の具体的内容や方法は示されない。

(5)「危険な場所や事物などが分かる」（内容の取扱い）

①幼児は、日常の生活の中で十分に体を動かして遊ぶことを楽しみ、その中で危険な場所、事物、状況などを知ったり、そのときにどうしたらよいか体験を通して身に付けていく（155）

②安全を気にするあまり過保護や過介入になってしまえば、かえって幼児に危険を避ける能力が育たず、けがが多くなることがあるということにも留意することが必要である（155）

③幼児の事故は情緒の安定と関係が深いので、教師や友達と温かいつながりをもち、安定した情緒の下で幼稚園生活が展開されていることが大切である（155）

幼児が「危険な場所」などが分かるために、教師が指導する内容や方法は示されていない。①は幼児の学習過程のみに言及、②は「危険を避ける能力が育たず、けがが多くなる」不適切な指導として「過保護や過介入」を挙げる一方で、適切な保護や介入の内容やその程度は示されない。

③では幼児の「情緒の安定」のために、教師が「温かいつながり」をもつことが「大切である」とされている。だが、「温かいつながり」についての説明はなく、つながりを形成する具体的方法もまた未記載である。

(6)「安全についての理解を深める」(内容の取扱い)

①幼稚園生活の中では安全を確保するために、場合によっては、厳しく指示したり、注意したりすることも必要である。その際、幼児自身が何をしてはいけないか、なぜしてはいけないかを考えるようにすることも大切である (155)

幼児が「安全についての理解を深める」ために、「場合によっては、厳しく指示したり、注意したりすることも必要」であり、「その際、幼児自身が何をしてはいけないか、なぜしてはいけないかを考えるようにすること」が大切であるとしている。だが、その解説に「場合」の例や「幼児自身が(略)考えるようにする」ための工夫は示されていない。安全理解のための指導の内容や範囲の決定と実施を各幼稚園と教師に委ねているといえる。

(7)「交通安全の習慣を身に付ける」(内容の取扱い)

①交通安全の習慣を身に付けさせるために、教師は日常の生活を通して、交通上のきまりに関心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら適切な指導を具体的な体験を通して繰り返し行う (155)
②地域にある道路や横断歩道の映像などの視覚教材を活用した指導や、警察などの専門機関の協力を得た模擬訓練などの指導の工夫が考えられる (155)

「交通安全の習慣」形成のために、教師が「交通上のきまりに関心をもたせ」、「家庭と連携」しながら「具体的な体験を通して繰り返し」指導することが示されている。また、「道路や横断歩道の映像などの視覚教材」の活用、専門機関による「模擬訓練」といった具体的な指導方法の提案がなされている。

(8)「災害などの緊急時に適切な行動がとれる」(内容の取扱い)

①災害時の行動の仕方や不審者との遭遇など様々な犯罪から身を守る対処の仕方を身に付けさせるためには、幼児の発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝える (155)
②火事や地震等の自然災害を想定した避難訓練は、災害時には教師の下でその指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるように、避難訓練を行う (155-156)
③避難訓練は、非常時に教職員が落ち着いて現状を把握、判断し、幼児を避難誘導できるかの訓練であることも自覚して行うことが重要である (156)

「災害時の行動」の仕方や「犯罪から身を守る対処の仕方」は、教師が「基本的な対処の方法を確実に伝える」ことで身に付くとするが、具体的な対処方法は示されていない。また、避難訓練について、災害時に「教師の下でその指示に従」うことと「落ち着いた行動がとれる」ことを目指して行うとされる。避難訓練の詳細(育成する資質・能力、訓練内容(災害別の対応など)、頻度など)は示されていない^{viii}。

3-3 安全のための「指導の工夫」の記述の分析

「教育課程の編成上の留意事項」として、「幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下（略）、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと」が、今回改訂で書き加えられた。その解説部分（表2）を見ていく。

表2 幼稚園における安全確保のための環境の配慮や指導の工夫に関する解説

③ a	幼稚園においては、幼児が健康で安全な生活を送ることができるよう、担任の教師ばかりでなく、幼稚園の教職員全てが協力しなければならない
③ b	幼児期は、発達の特性として、友達の行動の危険性は指摘できても、自分の行動の危険性を予測できないということもあるので、友達や周囲の人々の安全にも関心を向けながら、次第に幼児が自ら安全な行動をとることができるように、発達の実情に応じて指導を行う必要がある
③ c	幼児に安全な生活をさせようとするあまり、過保護になったり、禁止や叱責が多くなったりする傾向も見られるが、その結果、かえって幼児に危険を避ける能力が育たず、けがが多くなるということもいわれている
③ d	幼児が自分で状況に応じて機敏に体を動かし、危険を回避するようになるためには、日常生活の中で十分に体を動かして遊ぶことを通して、その中で危険な場所、事物、状況などが分かったり、そのときにどうしたらよいかを体験を通して学びとっていくことが大切である
③ e	3歳児は危険に気付かずに行動したり、予想もしない場で思わぬ動き方や遊び方をしたりすることから、3歳児の動き方や遊び方に沿った園庭や園舎全体の環境を工夫する必要がある
③ f	遊具等の安全点検は、教職員が協力しながら定期的に行う体制を整え、不備を発見した場合は直ちに適切な対処をすることが重要である
③ g	また、災害時の行動の仕方や不審者との遭遇など様々な犯罪から身を守る対処の仕方を身に付けさせるためには、幼児の発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝えるとともに、家庭、地域社会、関係機関などとも連携して幼児の安全を図る必要がある。特に、火事や地震等の自然災害を想定した避難訓練は、年間計画の中に地域や園の実態に沿った災害を想定した訓練を位置付けることが必要である。
③ h	安全に関する指導及び安全管理の両面を効果的に実施するためには、日頃から安全に関する実施体制の整備が大切であり、学校保健安全法に基づく学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）などを作成し、園内の全教職員で共通理解をしておくとともに、全教職員で常に見直し、改善しておくことを怠ってはならない。

解説では、「自分の行動の危険性を予測できない」（③ b）といった幼児の発達の特性、「過保護になったり」とすると「かえって幼児に危険を避ける能力が育たない」（③ c）といった指導上の留意点、「幼児が自分で状況に応じて機敏に体を動かし、危険を回避するようになる」（③ d）といった技能の育成、「遊具等の安全点検は、教職員が協力しながら定期的に行う体制を整える」（③ f）といった安全管理に関する取組など、幅広い言及がなされている。「幼児にとって安全」の確保のために、広範な職務が想定されていることがわかる。

「3歳児は危険に気付かずに行動」する（③ e）としながら、③ dでは幼児自身の危険回避能力を育成することを求めている。また、育成のための方法について、「体験を通して学びとっていくことが大切」とするのみで、具体的な指導内容や育成が目指される資質・能力の水準は示されていない。

4 考察

以上みてきたように、資質・能力獲得のための指導内容（事項、範囲、水準など）や指導方法（場面、工夫など）は、ほとんど明示されていない。幼児が「安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け」る（領域健康のねらい（3））ための指導内容・方法が不明確であることによって、安全教育を司る教師の職務内容があいまいになり、安全確保の名のもとに拡大され続ける可能性が生じる。また、3歳児において育成できる水準を超えていると思われる資質・能力もある。

自己中心性や個人差の大きさなどの発達特性のある幼児の教育を行う幼稚園においては、安全教育の内容や範囲の限定が必要である。「遊びを通して学ぶ」ことを基本方針としながら、安全な生

活をつくり出すための着実な資質・能力の育成を行うことは非常に難しいと考える。

なお、交通安全に関する指導内容・方法は、他の部分と比べて具体的であった。交通安全指導は、警察とその関連団体が法令に従って構成する指導内容に依拠できるので、解説で具体的な言及がされやすいのではないか。

本研究では、「安全」「危険」「危機」の3語を抽出対象としたが、安全概念に関わって要領及び解説で用いられている語は、「安心」「事件・事故」「病気・けが」「災害・防災」「犯罪」など多くある。それらの語の抽出や用法の検討ができなかった。今後の課題として、安全概念関連語の整理を挙げる。また、要領及びその解説との比較分析の対象として、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校学習指導要領を取り上げたい。

-
- i 学校安全の概念に関する記述は、文部科学省『学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（2019年3月，pp.9-19）による。
 - ii 学校安全の3領域が明示されたのは、1993（平成5）年に改訂された『小学校安全指導の手びき』であった（吉田榮一郎「我が国の安全教育の歴史と展望」『安全教育学研究』第1巻，2001年，p.10）。
 - iii なお、この延長線上に教師による体罰も想定されうるが、それへの言及はない。
 - iv 例えば、「公立中学校の教員には学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務がある」（1994年5月20日東京高裁判決）。安全配慮義務（注意義務とも）は、「予見義務」と「結果回避義務」で構成される（学校管理運営法令研究会編『新学校管理読本』第一法規，2018年，p.273）。
 - v 中央教育審議会答申（2012）「学校安全の推進に関する計画の策定について」（http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2012/03/29/1318912_01.pdf）（2019年11月閲覧）
 - vi 「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」（http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf）（2019年11月閲覧）。幼稚園教育要領の解説についてこのような説明はない。
 - vii 学校における避難訓練の実施について、消防法が「学校、病院、工場、その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で（略）防火管理者を定め、（略）通報及び避難の訓練の実施（略）その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない」（第8条）と定めている。また、災害対策基本法第48条には、「防災訓練義務」が規定されている。なお、文部科学省『学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き』（2012年）において、「事前の危機管理」として「体制整備と備蓄」「点検」「教職員研修等」とともに「避難訓練」について説明している（pp.16-18）。そこには、「身の安全を守る」「安全な場所に移動する」「引き渡し」といった時系列に従った訓練内容が示されている。また、幼稚園について「預かり保育中など多様な状況下での避難誘導」を想定すべきとされている（p.36）。ただし、当該資料はあくまで参考資料であることに留意しなければならない。